

公共用地買収等にかかる固定資産税及び都市計画税の減免について

○固定資産税及び都市計画税の減免とは…

いったん課税された「固定資産税及び都市計画税」の減額または免除を受ける制度です。

「固定資産税及び都市計画税」は毎年1月1日の賦課期日に土地や家屋などの固定資産を所有している方に課税されます。

しかし、国・県・市などに公共用地として売却または寄付された固定資産については、「減免申請書」を提出することで「固定資産税及び都市計画税」の減免を受けられる場合があります。

〈減免される固定資産税及び都市計画税の範囲〉

申請時に納期限が**未到来**で、**納付を済ませていない**固定資産税及び都市計画税

【例】申請書の提出時期と減免対象



- ・ 提出時期が①の場合、第1期～第4期の**未納付の税額の範囲内**で減免を受けることができます。
- ・ 提出時期が②の場合、**第2期～第4期の未納付の税額の範囲内**で減免を受けることができます。

〈固定資産税及び都市計画税の減免申請に必要な書類〉

- ① 固定資産税・都市計画税減免申請書
- ② 売買契約書・測量図等の写し
※収用減免の対象となる物件の詳細（地番、家屋番号等）が記載されている資料
- ③ 家屋滅失申告書
※収用減免の対象となる物件に家屋がある場合

- ・ 収用減免の対象となる物件が土地の場合は①②、家屋の場合は①②③が必要です。
- ・ 減免申請の審査、決定には一定のお時間を頂きます。期間に余裕をもってご提出ください。
- ・ 「佐世保市役所ホームページ」から「オンライン」での申請も可能です。
オンライン申請の場合は②の資料を「写真」や「データ（※）」で提出する必要があります。
(※) pdf、jpeg、png、zip形式に対応しています。